

令和7年11月17日
大村駐屯地業務隊

食器洗淨及び清掃作業等部外委託仕様書

自 令和8年 4月 1日
至 令和9年 3月31日

大村駐屯地業務隊

仕 様 書

調達要求番号：

陸上自衛隊大村駐屯地仕様書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
食器洗浄及び清掃作業等部外委託	作	成	令和7年11月17日
	変	更	令和 年 月 日
	作成部隊等名		大村駐屯地業務隊
			補給科 糧食班長 2等陸尉 立山 智博

1 総 則 食器洗浄及び清掃作業部外委託

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊の大村駐屯地（以下「官側」という。）食堂において実施する食器洗浄作業、食堂清掃作業などの部外委託について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

a) 契約担当官

食器洗浄及び清掃作業の部外委託に係わる契約を締結する者

b) 検査官

契約担当官の任命を受けて、補助者として食器洗浄及び清掃作業の部外委託に係わる契約履行の適否の検査を行う者

c) 監督官

契約担当官の任命を受けて、補助者として食器洗浄及び清掃作業の部外委託に係わる契約履行の過程における監督を行う者

d) 受託者

食器洗浄及び清掃作業の部外委託契約を請け負う者

e) 作業従事者

この役務に直接従事する者

f) 現場責任者

作業現場における一切の責任を有し、作業従事者の管理、技術指導、官側との交渉等に従事する者

1.3 本委託業務の概要

官側の施設、器材を使用して、食器・配食缶類の洗浄、食堂（事務室、厨房及び糧食倉庫を除く。）の清掃及びこれらに付随する作業、並びに、作業量の減少に伴う付加作業を行うものである。

駐屯地において、洗浄する食器・食缶類の標準的な種類及び数量は表1のとおりであるが、災害等の不測事態、訓練等により食数の増減、喫食時間の変更をする場合があり、受託者は官側との調整により柔軟に対応するものとする。

2 役務に関する要求

2.1 作業の条件

2.1.1 受託者の作業条件

受託者の作業条件は、次による。

- a) 日々の作業において、現場責任者を1名配置するものとし、官側が示す予定喫食者数等に応じ、別紙第1「令和8年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値」及び別紙第2「大村駐屯地隊員食堂における食器洗浄人員の配置」を基準として、作業従事者を適切に配置するものとする。
- b) 作業従事者については、身元保証が確実なことを確認した上で編成するとともに、事故防止、秘密保全、その他関係法令などを厳守するものとする。
- c) 受託者の経費負担は、次のとおりとし、作業に必要な消耗品等は業務の受託中不足がないよう準備するものとする。

- 1) 作業用被服類、食器洗浄及び食堂清掃などの作業に必要な消耗品
 - 2) 保健衛生用消耗品
 - 3) その他、官側の準備するもの以外全て
- 別紙第3 「（食器洗浄及び清掃作業）年間を通じて必要となる消耗品のリスト（基準）」**
- d) 器材などの使用に当たっては、次の事項を遵守するものとする。
 - 1) 安全に万全を期す。
 - 2) 作業従事者自らが器材等を使用して負傷した場合は受託者の責任と費用負担において処置をするものとする。
 - 3) 使用前の安全点検、使用後の点検・手入れによって、器材の故障を未然に防止する。なお、施設、器材等の維持、修理は原則として官側の負担とする。
 - e) 本役務の実施に伴い、故意、又は過失によって施設又は器材などに損害を与えた場合は、速やかに監督官又は検査官に報告するとともに、受託者の責任において速やかに現状に復旧するものとする。
 - f) 使用する施設及び器材などは、本業務以外に使用してはならない。
- 2.1.2 作業従事者の服務**
作業従事者の大村駐屯地内における一般的な遵守事項は、隊員に準ずるものとする。
- 2.1.3 作業従事者の作業条件**
作業従事者の作業条件は、次による。
- a) 日本国籍を持ち、心身ともに作業に支障のない者
 - b) 現場責任者は、勤務時間中、常時青腕章等を装着し、所在を明確にする。
- 2.2 作業の内容**
- 2.2.1 食器・配食缶類の洗浄及びこれに付随する作業**
- a) 喫食後の食器類を食器洗浄機、洗剤等を使用して洗浄し、食器かご等に分類・整理して収納の上、指定の場所に格納する。この際、食器かご及び食器消毒保管庫等の保管器材が汚れている場合は洗浄・手入れする。
 - b) 配食後の食缶類を水槽、洗剤などを使用して洗浄し、指定の場所に格納する。この際、保管棚等の保管容器が汚れている場合は洗浄・手入れする。
 - c) 食器洗浄機、水槽、その他洗浄に使用した器材・用具は、使用後に洗浄・手入れし、指定の場所に格納する。
 - d) 作業終了後、食器洗浄室を清掃する。
- 2.2.2 食堂（事務室、厨房及び糧食保管庫を除く。）の清掃及びこれに付随する作業**
- a) 喫食終了後、食卓、椅子、食卓備付品等を雑巾、又は、布巾を使用して清掃及び整頓する。
 - b) 喫食終了後、食堂の床、ドア等を清掃器材・用具を使用して清掃する。特に汚れている箇所は水洗いする。
 - c) 作業終了後、清掃器材・用具を手入れし、指定の場所に格納する。
- 2.3 作業量**
- 2.3.1 洗浄する食器・食缶類の種類及び数量は、表1を基準とする。**

表 1—洗浄する食器・食缶類の種類及び数量

種 類		1日当たりの平均予定数量（個）					
		作業区分					
		平日			休日		
		朝食	昼食	夕食	※朝食	昼食	夕食
食器類	飯 わ ん	300	360	280		140	110
	汁 わ ん	300	360	280		140	110
	菜皿又は洋皿	300	360	280		140	110
	小 皿	300	360	280		140	110
	小 鉢	300	360	280		140	110
	湯 の み	300	360	280		140	110
	盆	300	360	280		140	110
	は し	300	360	280		140	110
食缶類	食缶（飯用）	7	8	7		5	5
	食缶（汁用）	7	8	7		5	5
	食缶（菜用）	9	10	9		7	7
注 記		献立により、食器類の種類を変更する場合がある。					

※ 休日（土・日・祝日）の朝食はパン又はおにぎり

2.3.2 各食後に清掃する食堂の面積及び食卓・椅子などの数量は表 2 を基準とする。

表 2—各食後に清掃する食堂の面積及び食卓・椅子などの数量

区 分	面積又は数量
食 堂	1,018.27 m ²
食器洗浄室	80.27 m ²
食 卓	130個
い す	532個
食卓備付品	75個

2.4 作業開始時刻及び終了時刻は、表 3 を基準とする。

表 3—作業開始時刻及び終了時刻

区 分	開始時刻	終了時刻
朝 食 作 業	9時 30分	11時 30分
昼 食 作 業	11時 30分	14時 00分
夕 食 作 業	16時 00分	19時 00分

2.5 その他

作業の内容、作業量、作業開始時刻及び終了時刻については、日々の監督官が作業の都度指示する。

3 監督及び検査

- a) 各作業の実施時間、作業要領等について監督官から調整を受けた場合は、現場責任者は適切に対応するものとする。
- b) 次の判定基準に基づき監督・検査を受けるものとする。

時期等	項目	判定基準
その日の作業開始時	実施態勢	献立、予定喫食者数、配置基準等に基づき、業務を履行するに足る作業従事者等が確保されていたか。
	衛生管理	作業従事者等の健康状態の確認、指導、記録等の衛生管理態勢は確立されていたか。
		業務に必要な衛生用消耗品の準備状況、作業従事者の個人用被服等身だしなみは良好だったか。
朝・昼・夕各食の食器洗浄作業時	食器、食缶等の洗浄状況	官側の指定した要領に基づき、食器、食缶等の洗浄・手入れを行ったか。
		指定した数量の食器、食缶等を、時間内に洗浄したか。
朝・昼・夕各食の清掃作業時	清掃状況	官側の指定した要領に基づき、食器洗浄室、食卓、椅子及び食卓備付品の清掃を行ったか。
その日の作業終了時	器具・用具等の洗浄状況等	官側の指定した要領・頻度に基づき、器具等の洗浄・清掃・格納がなされていたか。
		器具等の員数は不足していなかったか。

4 その他の指示

4.1 衛生に関する事項

衛生に関する事項は、次による。

- a) 受託者は、厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル（以下、“マニュアル”という。）」に定める調理従事者等の衛生管理に基づき、作業従事者の衛生管理を行うものとする。
- b) 作業従事者に係る食中毒などが発生し、損害賠償が求められる等官側が損害を被った場合には受託者が官側に対し損害賠償の責任を負う。
- c) 受託者は、官側がマニュアル別紙に示す従業者等の衛生管理点検表の点検項目に不備を確認し、不適格と指示した者は、就業させてはならない。
- d) 作業従事者等の、新型コロナウイルス及びノロウイルスを含む感染症罹患からの復帰に関しては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び感染症の予防、並びに、感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）に基づくとともに、必要な検査費用等は、受託者の負担によるものとする。

4.2 提出書類

受託者が、官側に提出する書類は、表4のとおりとする。

表4—提出書類一覧

提出書類名	提出頻度	提出時期	備 考
作業従事者一覧	年1回	業務開始20日前まで	提出後、作業従事者等に変更があればその都度提出する。
作業従事者菌検索結果	月1回以上	毎月15日まで（ただし、受託年度4月分は業務開始の20日前まで）	1 菌検索結果には、腸管出血性大腸菌症検査を含めること。（10月から3月までの間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検査を含めること。） 2 菌検索実施機関発行の結果を提出 3 作業従事者等に変更があればその都度提出する。
作業従事者勤務割振表（勤務予定表）	月1回	翌月分を前月15日まで	1 受託年度4月分は業務開始の20日前まで 2 従事者の変更の都度提出し、官側の確認を受けるものとする。
作業完了届	月1回	当月分を翌月5日まで	

※ 提出時期に間に合わないことが予想された場合、受託者は速やかに官側へ通知し、今後の対応について協議するものとする。

4.3 作業の完了届

作業の完了届は、官側があらかじめ定める期間の終了時に官側の定める様式により行うものとする。

4.4 仕様書に関する事項

受託者は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

月	区分	食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当たり 食数 A ÷ B	
		最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食) A	合計 (食)		作業人員 (人) B	1 人あたりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B × C		
令和 8 年 4 月	平日	朝	238	74	167	3,500	1・4	5	4.0	20	33
		昼	485	103	344	7,232	1・4	5	4.0	20	69
	夕	407	87	249	5,224	1・4・5	5	4.0	20	50	
	計	1,130	264	760	15,956	—	15	12.0	60	—	
	休日	朝	※ 194	※ 119	※ 159	1,433	—				
		昼	223	71	106	952	1・4	5	4.0	20	21
	夕	139	75	102	918	1・4・5	5	4.0	20	20	
	計	556	265	367	3,303	—	10	8.0	40	—	
令和 8 年 5 月	平日	朝	271	65	141	2,882	1・4	5	4.0	20	28
		昼	477	63	293	6,014	1・4	5	4.0	20	59
	夕	462	65	218	4,482	1・4・5	5	4.0	20	44	
	計	1,210	193	652	13,378	—	15	12.0	60	—	
	休日	朝	※ 277	※ 78	※ 145	1,503	—				
		昼	256	61	95	993	1・4	5	4.0	20	19
	夕	275	64	98	1,024	1・4・5	5	4.0	20	20	
	計	808	203	338	3,520	—	10	8.0	40	—	
令和 8 年 6 月	平日	朝	275	69	144	2,952	1・4	5	4.0	20	29
		昼	450	112	287	5,900	1・4	5	4.0	20	57
	夕	353	97	217	4,457	1・4・5	5	4.0	20	43	
	計	1,078	278	648	13,309	—	15	12.0	60	—	
	休日	朝	※ 280	※ 97	※ 153	1,456	—				
		昼	338	72	123	1,164	1・4	5	4.0	20	25
	夕	154	70	92	880	1・4・5	5	4.0	20	18	
	計	772	239	368	3,500	—	10	8.0	40	—	

※ 休日（土・日・祝日）の朝食はパン、又は、おにぎり

月	区分	食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員1人当たり 食数 A÷B	
		最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食) A	合計 (食)		作業人員 (人) B	1人あたりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B×C		
令和 8年 7月	平日	朝	238	74	167	3,500	1・4	5	4.0	20	33
		昼	485	103	344	7,232	1・4	5	4.0	20	69
		夕	407	87	249	5,224	1・4・5	5	4.0	20	50
		計	1,130	264	760	15,956	—	15	12.0	60	—
	休日	朝	※ 194	※ 119	※ 159	1,433	—				
		昼	223	71	106	952	1・4	5	4.0	20	21
		夕	139	75	102	918	1・4・5	5	4.0	20	20
		計	556	265	367	3,303	—	10	8.0	40	—
	平日	朝	271	65	141	2,882	1・4	5	4.0	20	28
		昼	416	63	273	5,595	1・4	5	4.0	20	55
夕		339	63	188	3,864	1・4・5	5	4.0	20	38	
計		1,026	191	602	12,341	—	15	12.0	60	—	
令和 8年 8月	休日	朝	※ 277	※ 78	※ 145	1,503	—				
		昼	104	61	73	763	1・4	5	4.0	20	15
		夕	98	63	74	775	1・4・5	5	4.0	20	15
		計	479	202	292	3,041	—	10	8.0	40	—
	平日	朝	275	69	144	2,952	1・4	5	4.0	20	29
		昼	450	112	287	5,900	1・4	5	4.0	20	57
		夕	318	92	232	4,533	1・4・5	5	4.0	20	46
		計	1,043	273	663	13,385	—	15	12.0	60	—
	休日	朝	※ 280	※ 97	※ 153	1,456	—				
		昼	338	72	123	1,164	1・4	5	4.0	20	25
夕		130	72	103	1,086	1・4・5	5	4.0	20	21	
計		748	241	379	3,706	—	10	8.0	40	—	

※ 休日（土・日・祝日）の朝食はパン、又は、おにぎり

令和8年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値（10月～12月）

大村駐屯地

月	区分	食数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員1人当たり 食数 $A \div B$
		最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食) A	合計 (食)		作業人員 (人) B	1人あたりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) $B \times C$	
令和8年 10月	平日	朝	205	110	153	3,363	5	4.0	20	31
		昼	457	214	320	7,036	5	4.0	20	64
		夕	405	89	247	5,441	5	4.0	20	49
		計	1,067	413	720	15,840	15	12.0	60	—
令和8年 11月	休日	朝	※ 331	※ 105	※ 188	1,692	—	—	—	—
		昼	250	70	144	1,301	5	4.0	20	29
		夕	245	71	138	1,242	5	4.0	20	28
		計	826	246	470	4,235	10	8.0	40	—
令和8年 12月	平日	朝	251	98	217	4,462	5	4.0	20	43
		昼	498	98	317	6,423	5	4.0	20	63
		夕	532	99	335	6,287	5	4.0	20	67
		計	1,281	295	869	17,172	15	12.0	60	—
令和8年 12月	休日	朝	※ 202	※ 99	※ 126	1,522	—	—	—	—
		昼	263	98	153	1,597	5	4.0	20	31
		夕	184	97	141	1,419	5	4.0	20	28
		計	649	294	420	4,538	10	8.0	40	—
令和8年 12月	平日	朝	338	84	223	4,309	5	4.0	20	45
		昼	494	71	354	7,097	5	4.0	20	71
		夕	483	77	273	5,469	5	4.0	20	55
		計	1,315	232	850	16,875	15	12.0	60	—
令和8年 12月	休日	朝	※ 253	※ 78	※ 131	1,607	—	—	—	—
		昼	203	69	126	1,392	5	4.0	20	25
		夕	193	76	118	1,306	5	4.0	20	24
		計	649	223	375	4,305	10	8.0	40	—

※ 休日（土・日・祝日）の朝食はパン、又は、おにぎり

月	区分	食数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員1人当たり 食数 A÷B	
		最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食) A	合計 (食)		作業人員 (人) B	1人あたりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B×C		
令和9年 1月	平日	朝	251	68	188	3,471	1・4	5	4.0	20	38
		昼	549	238	436	8,467	1・4	5	4.0	20	87
		夕	488	207	367	7,112	1・4・5	5	4.0	20	73
		計	1,288	513	991	19,050	—	15	12.0	60	—
	休日	朝	※172	※69	※91	1,641	—	—	—	—	—
令和9年 2月	平日	昼	261	126	172	1,990	1・4	5	4.0	20	34
		夕	234	132	164	1,857	1・4・5	5	4.0	20	33
		計	667	327	427	5,488	—	10	8.0	40	—
		朝	208	98	148	3,291	1・4	5	4.0	20	30
	休日	昼	540	135	312	6,047	1・4	5	4.0	20	62
夕		484	104	301	5,505	1・4・5	5	4.0	20	60	
計		1,232	337	761	14,843	—	15	12.0	60	—	
朝		※125	※78	※94	1,368	—	—	—	—	—	
令和9年 3月	平日	昼	205	90	149	1,391	1・4	5	4.0	20	30
		夕	165	90	126	1,319	1・4・5	5	4.0	20	25
		計	495	258	369	4,078	—	10	8.0	40	—
		朝	234	171	193	3,929	1・4	5	4.0	20	39
	休日	昼	585	318	458	9,035	1・4	5	4.0	20	92
夕		466	209	348	7,098	1・4・5	5	4.0	20	70	
計		1,285	698	999	20,062	—	15	12.0	60	—	
朝		※194	※85	※98	1,743	—	—	—	—	—	
令和9年 3月	休日	昼	221	117	168	1,691	1・4	5	4.0	20	34
		夕	243	114	168	1,683	1・4・5	5	4.0	20	34
		計	658	316	434	5,117	—	10	8.0	40	—

※ 休日（土・日・祝日）の朝食はパン、又は、おにぎり

大村駐屯地隊員食堂における食器洗浄人員の配置（基準）



主な任務等		配置人員		
		曹士	幹部	合計
責	現場責任者（全般指示、食器格納兼任）	1		5
洗	シンクに溜まった食器等を食器洗浄機へ流し入れ	3		
格	洗浄が完了した食器をカゴに入れ、食器消毒保管庫へ格納	1		
合 計		5		

「（食器洗浄及び清掃作業等）年間を通じて必要となる消耗品のリスト（基準）」

No	使用区分	品 名	備考
1	作業従事者個人用	マスク	
2	作業従事者個人用	個人用被服	帽子、ユニホーム、エプロン、履物等
3	作業従事者個人用	使い捨て手袋	
4	作業従事者個人用	爪ブラシ	
5	食器洗浄用	スポンジたわし	
6	食器洗浄用	中性洗剤、弱アルカリ性洗剤	
7	食器洗浄用	クレンザー	
8	食器洗浄用	油用食器洗剤	
9	食器洗浄用	除菌漂白剤	
10	食器洗浄器具清掃用	食器洗浄器用洗剤	
11	食器洗浄器具・卓上清掃用	消毒用アルコール	洗浄後消毒及び食卓・卓上品・椅子消毒
12	卓上清掃用	タオル、布巾	
13	卓上清掃用	洗濯用洗剤	タオル及び布巾用
14	食堂・食器洗浄室清掃用	ほうき	
15	食堂・食器洗浄室清掃用	デッキブラシ	
16	食堂・食器洗浄室清掃用	バケツ	
17	食堂・食器洗浄室清掃用	水切り	
18	食堂・食器洗浄室清掃用	モップ	
19	官民共用	アルコール消毒液	厨房入口、トイレ等
20	官民共用	手洗い石鹼液	厨房入口、トイレ等
21	官民共用	ペーパータオル	厨房入口、トイレ等
22	官民共用	トイレットペーパー	トイレ等

※19 から 22 は官民共用となるため、作業従事者数を基準とし、官と要調整